

SMBCダイレクト／外国送金サービスのご利用にあたってのご留意点

以下の各項目はSMBCダイレクト／外国送金サービスのご利用にあたってご確認いただきたい主な項目です。ご理解のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

ご留意点

事前登録および送金依頼時に共通のご留意点

- ①送金受取人口座の事前登録や事前登録を行った口座への送金依頼に関する内容が**外国為替および外国貿易法や米国財務省外国資産管理室(OFAC)による規制等に抵触する等、法令・規制上実行不可能な場合等は手続をお断りさせていただきます。**
- ②弊行はお客さまのお取引が、外国為替および外国貿易法第17条に基づき各種規制の対象取引ではないこと、また米国法規制遵守の観点から、米国OFAC規制にかかる取引ではないことを確認しております。つきましては、本サービスでお取引をご依頼いただくにあたり、当該取引に該当しないことをご確認の上、お手続を行ってください。外国為替および外国貿易法や米国財務省外国資産管理室(OFAC)による規制に関する詳細は、裏面をご参照ください。
- ③上記規制に基づき、**慎重な取扱が必要な送金に関しては、本サービスでは受付できない場合もございます。**その場合は店頭でのお手続が必要になり、窓口の手数料となります。また、店頭で確認した結果、手続をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。
- ④送金受取人口座の事前登録や送金依頼時に、依頼内容の確認をさせていただくため、弊行からお手続時にご登録いただいた日中連絡先、または連絡用電子メールアドレスあてに、ご照会をさせていただくことがあります。**連絡がつかない等の理由から一定期間、ご照会事項等が解消されない場合は、事前登録や送金依頼の受付を取消させていただきます。**
- ⑤送金依頼人とは別に真の送金依頼人が存在するお取引(※)、および送金受取人とは別に真の送金受取人が存在するお取引(※)については、SMBCダイレクトによる外国送金(含む、国内外貨建送金)の受付はできません。(※)送金依頼人/受取人以外の第三者(真の送金依頼人/受取人)の指示または依頼を受けて、当該第三者のために行うお取引等を指します。たとえば、送金受取人が金融機関・資金移動業者で、真の受取人が別に存在するお取引等が挙げられますが、これに限りません。

送金受取人口座の事前登録について

- ①**送金受取人口座の事前登録のお手続が完了した場合でも、送金依頼の結果、口座番号や口座名義相違等の理由で相手先に入金されない場合があります。事前登録を行う際には、受取人に正しい口座情報をご確認のうえ、正確にご登録ください。**
- ②事前登録が完了した送金受取人口座であっても、その後の法令・規制の改定等により外国送金の手続をお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。

事前登録を行った送金受取人口座への送金依頼について

- ①事前登録を行った口座への送金依頼を受け付けた場合、送金取組日に送金資金および送金手数料等を引き落としします。**送金取組日の受付時限で出金口座の残高が不足している場合は実行しません。**また、取引が成立していない場合も弊行から連絡はいたしません。なお、お取引の結果については、SMBCダイレクトにログイン後、「外国送金⇒外国送金明細の確認」メニューでご確認いただけます。
- ②送金金額の上限につきまして、弊行ホームページ等で「1日あたりの送金金額は300万円以内、1ヵ月あたりの送金金額は500万円以内」と案内しておりますが、一部の国・地域につきましては、「1ヵ月あたりの送金金額が100万円以内かつ年間あたりの送金金額が300万円以内」の上限(「1ヵ月」は受付日から30日前以降の送金、「年間」は受付日から365日前以降の送金の合計金額です)となっておりますのでご了承ください。なお、対象国・地域につきましては、開示しておりません。
- ③事前登録を行った口座への送金依頼時に、関係銀行に伝達される依頼人名および依頼人住所は、SMBCダイレクト/外国送金サービスのお申込時にご登録いただいた申込人の英文名・英文住所となります。
- ④事前登録を行った口座(誤って入力した場合を含む)に送金取組後、資金を戻す場合は、弊行における組戻手数料として4,000円(消費税非課税)がかかります。この場合、関係銀行からの資金返却後に資金をお戻ししますが、関係銀行での組戻手数料および為替の状況等により損失となる可能性があります。関係銀行より組戻手数料が後日請求された場合は、手数料等引き落とし口座から引き落とします。なお、組戻依頼を行った場合でも、関係銀行や受取人が組戻に応じない場合は資金をお戻しできないこともありますのでご了承ください。再度送金を行うと同様の組戻が発生する可能性があるため、送金受取人口座の内容をご確認の上、再度事前登録、送金依頼を行ってください。

ご依頼人さまの住所について

- ①送金資金および送金手数料等の計算書は、ご本人さま確認書類に記載された住所あてに転送不要郵便として送付します(転送先への転送は行いません)。郵便不着等の理由で計算書が弊行に返戻された場合は、本サービスのご利用が出来なくなります。
- ②お届けのご住所が現住所と異なる場合は、住所変更手続をお願いします。

ご留意点

【「マネー・ローンダリング防止」、「テロ資金供与防止」への対応について】

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。銀行は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

これにより、銀行等の金融機関等においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」といいます)等の法律で求められている事項だけではなく、お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、犯収法等の法律で求められている以上の事項を追加で確認することが求められています。

お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、犯収法等の法律で求められている以上の対応をさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

詳細については、左記全銀協ホームページをご確認ください(<https://www.zenginkyo.or.jp/money-laundering/>)。

【外国為替及び外国貿易法について】

各銀行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達防止、各経済制裁措置へ適切に対応するため、お客さまより外国為替取引等を受け付けた際には、「外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)」に基づき、その取引が、同法の規制対象取引ではないこと、もしくは許可を得ているを確認する義務があります。

外為法における各種規制に関する詳細については、弊社下記ホームページをご参照ください。



SMBCTop>インターネットバンキング>ヘルプ>外国送金>「外国為替及び外国貿易法」における各種規制
(https://www.smbc.co.jp/direct/sousa/help_gaikokusoukin/6.html)

詳細は財務省ホームページをご確認ください。(<https://www.mof.go.jp/policy/index.html>)

【米国OFAC規制について】

米国政府は外交政策・国家安全保障に基づき、特定の国または法人・個人を経済制裁対象として指定し、資産凍結等の経済的な制裁措置や禁輸措置を実施(OFAC規制)しています。

米国OFAC規制に関する詳細については、弊社下記ホームページをご参照ください。



SMBCTop>インターネットバンキング>ヘルプ>外国送金>米国OFAC規制
(https://www.smbc.co.jp/direct/sousa/help_gaikokusoukin/7.html)